

家事審判手続（各論）に関する検討事項（2）

第 1	推定相続人の廃除又は取消しの審判確定前の遺産の管理	1
第 2	相続の承認又は放棄の期間の伸長	3
第 3	相続財産の保存又は管理	4
第 4	相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理	8
第 5	相続の限定承認の申述の受理	10
第 6	〔条件付債権等の〕鑑定人の選任	12
第 7	〔競売差止めの弁済のための〕鑑定人の選任	13
第 8	〔遺留分算定の際の〕鑑定人の選任	14
第 9	数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任	15
第 10	相続放棄の申述の受理	17
第 11	〔相続債権者又は受遺者の請求による〕相続財産の分離	19
第 12	〔相続人の債権者の請求による〕相続財産の分離	20
第 13	財産分離の請求があったときの相続財産の管理	21
第 14	相続人存在不明の場合の相続財産の管理人の選任その他相続財産の管理	24
第 15	特別縁故者に対する相続財産の分与	27
第 16	遺言の確認	34
第 17	遺言書の検認	35
第 18	遺言執行者の選任	37
第 19	遺言執行者に対する報酬付与	38
第 20	遺言執行者解任	39
第 21	遺言執行者の辞任許可	40
第 22	負担付遺贈に係る遺言の取消し	40
第 23	遺留分の放棄の許可	42
第 24	夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助	43
第 25	夫婦の財産管理者の変更及び共有財産の分割	46
第 26	婚姻から生ずる費用の分担に関する処分	48
第 27	監護者の指定その他子の監護に関する処分	51
第 28	婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与	54
第 29	扶養義務の設定	56
第 30	扶養義務を設定する審判の取消し	58
第 31	扶養に関する処分	60
第 32	扶養に関する処分の変更又は取消し	62
第 33	推定相続人の廃除	63

第 3 4	推定相続人の廃除の取消し	66
第 3 5	寄与分を定める処分	67
第 3 6	遺産の分割	70

(前注)

- 1 「審判の告知」等では、審判を受ける者（現行家事審判法第13条）及び手続当事者（申立人、相手方及び参加人）が原則として審判の告知を受ける者であることを前提に、その特則を設けるべきか否かについて検討している。
- 2 「陳述聴取」等の部分では、申立人及び相手方（当事者として参加した者を含む。）について原則として陳述の機会が与えられることを前提に、それ以外の者について陳述を聴取すべきか否かについて検討している。
- 3 「即時抗告」の部分では、即時抗告権者はすべて各則に記載することを前提に検討している。

第1 推定相続人の廃除又は取消しの審判確定前の遺産の管理

1 管轄

民法第895条の規定による推定相続人の廃除又は取消しの審判確定前の遺産の管理の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 審判の告知

(前注)

推定相続人の廃除又は取消しの審判確定前の遺産の管理に関する処分のうち相続財産の管理人の選任の審判においては、相続財産の管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

相続財産の管理人の選任の審判は、相続人に告知しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

本文第1の3は、相続財産の管理人の選任の審判があると相続人の管理権が制限されることから、相続財産の管理人の選任の審判は、相続人に告知しなければならない

ないものとする（ただし、審判の効力は相続財産の管理人に告知した時点で効力を生じることを前提とする。） ことについて検討することを提案するものである。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

5 管理人の改任等

管理人の改任等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第895条の規定により選任した相続財産の管理人を改任することができるものとする。
- ② 民法第895条の規定により家庭裁判所が選任した相続財産の管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- ③ ②の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に相続財産の管理人を選任しなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。
 - ② 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。
 - ③ 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。
- 第102条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法第八百九十五条の規定による遺産の管理に関する処分にこれを準用する。

6 処分の取消し

家庭裁判所は、推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判が確定したときは、相続財産の管理人、相続人又は利害関係人の申立てにより、又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第1の6は、処分の取消しについて提案するものである。

廃除に関する終局審判があり、それが確定すれば、遺産の管理についての処分はもはや維持する必要がなくなり、家庭裁判所は仮の処分を取り消さなければならないと解されるので、この点を提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第37条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪の宣告があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならない。
第102条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法第八百九十五条の規定による遺産の管理に関する処分にこれを準用する。

7 その他

(注)

現行家事審判規則第102条が準用する第33条から第36条までの規律を維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。
 - ② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。
 - ③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。
- 第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。
- 第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。
 - ② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。
 - ③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。
- 第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。
 - ② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。
- 第102条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法第八百九十五条の規定による遺産の管理に関する処分にこれを準用する。

第2 相続の承認又は放棄の期間の伸長

1 管轄

民法第915条第1項ただし書の規定による相続の承認又は放棄の期間の伸長の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

2 陳述聴取及び審判の告知

(前注)

相続の承認又は放棄の期間を伸長する審判においては、当該相続の承認又は放棄の期間を伸長された相続人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 即時抗告

相続人及び利害関係人は、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第113条 第百十一条の規定は、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てを却下する審判にこれを準用する。

第3 相続財産の保存又は管理

1 管轄

民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 審判の告知

(前注)

民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項，第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分のうち相続財産の管理人の選任の審判においては，相続財産の管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

審判の告知については，以下のとおりとすることについて，どのように考えるか。

- ① 民法第918条第2項及び第3項の規定による相続財産の管理人の選任の審判は，相続人に告知しなければならないものとする。
- ② 同法第926条第2項において準用する同法第918条第2項及び第3項の規定による相続財産の管理人の選任の審判は，限定承認者に告知しなければならないものとする。
- ③ 同法第936条第3項において準用する同法第918条第2項及び第3項の規定による相続財産の管理人の選任の審判は，同法第936条第1項の規定により選任された相続財産の管理人に告知しなければならないものとする。
- ④ 同法第940条第2項において準用する同法第918条第2項及び第3項の規定による相続財産の管理人の選任の審判は，相続を放棄した者に告知しなければならないものとする。

（補足説明）

本文第3の3は，相続財産の管理人の選任の審判があると民法第918条第2項及び第3項の規定による場合は相続人の財産管理権が，同法第926条第2項において準用する同法第918条第2項及び第3項の規定による場合は限定承認者の財産管理権が，同法第936条第3項において準用する同法第918条第2項及び第3項の規定による場合は同法第936条第1項の規定により選任された相続財産の管理人の財産管理権が，同法第940条第2項において準用する同法第918条第2項及び第3項の規定による場合は相続を放棄した者の財産管理権がそれぞれ制限されることから，相続財産の管理人の選任の審判は，これらの者に告知しなければならないものとする（ただし，審判の効力は相続財産の管理人に告知した時点で効力を生じることを前提とする。）ことについて検討することを提案するものである。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので，どうか。

5 管理人の改任等

管理人の改任等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第918条第2項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）の規定により選任した相続財産の管理人を改任することができるものとする。
- ② 民法第918条第2項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）の規定により家庭裁判所が選任した相続財産の管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- ③ ②の届出があった場合には、家庭裁判所は、更に相続財産の管理人を選任しなければならないものとする。

（参照条文）

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。
 - ② 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。
 - ③ 前項の届出があった場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。
- 第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六条第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分これを準用する。

6 処分の取消し

処分の取消しについては、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、民法第918条第2項及び第3項の規定により必要な処分を命じた場合において、全ての相続人が相続の承認又は放棄をしたときは、相続財産の管理人、相続人又は利害関係人の申立てにより、又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、民法第926条第2項及び第936条第3項が準用する民法第918条第2項及び第3項の規定により必要な処分を命じた場合において、清算が終了したときは、相続財産の管理人、相続人又は利害関係人の申立てにより、又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。

- ③ 家庭裁判所は、民法第940条第2項が準用する民法第918条第2項及び第3項の規定により必要な処分を命じた場合において、相続の放棄により相続人となった者が相続財産を管理するようになったときは、相続財産の管理人、相続を放棄した者、相続人となった者又は利害関係人の申立てにより、又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。

(補足説明)

本文第3の6は、処分の取消しについて提案するものである。

この点について、全ての相続人が相続の承認及び放棄をしたとき、清算が終了したとき、相続の放棄により相続人となった者が相続財産を管理するようになったときは、相続財産の保存又は管理についての処分はもはや維持する必要がなくなると考えられるので、家庭裁判所は、事件当事者又は利害関係人の申立てにより、又は職権で、当該処分を取り消さなければならないものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第37条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪の宣告があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならない。
- 第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

7 その他

(注)

現行家事審判規則第118条が準用する第33条から第36条までについては、その規律を維持するものとするこゝで、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。
- ② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。
- ③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。
- 第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を

命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

第4 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理

1 管轄

民法第919条第4項の規定による相続の限定承認及び放棄の取消しの申述の受理事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするかどうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

2 申述

相続の限定承認又は放棄の取消しの申述をするには、家庭裁判所に相続の限定承認又は放棄の取消しをする旨を記載した申述書を提出しなければならないものとするかどうか。

(補足説明)

本文第4の2は、現行家事審判規則第114条第1項及び同条第3項第4号と同様に相続の限定承認又は放棄の取消しの申述をするには、相続の限定承認又は放棄の取消しをする旨を記載した申述書を提出しなければならないものとするを提案するものである。

なお、申述書の記載事項等については、現行家事審判規則第114条第3項の規律を維持する（なお、同項第4号については本文で規律を維持することを提案している）ものとするのが考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第114条 相続の限定承認若しくは放棄又はその取消の申述をするには、家庭裁判所に申述書を差し出さなければならない。
- ② 相続の限定承認又は放棄の申述書には、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。
 - 一 申述者の氏名及び住所
 - 二 被相続人の氏名及び最後の住所
 - 三 被相続人との続柄
 - 四 相続の開始があつたことを知つた年月日
 - 五 相続の限定承認又は放棄をする旨
- ③ 相続の限定承認又は放棄の取消の申述書には、前項第一号及び第二号の事項の外、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。
 - 一 相続の限定承認又は放棄の申述を受理した家庭裁判所及び受理の年月日
 - 二 相続の限定承認又は放棄の取消の原因
 - 三 追認をすることができるようになった年月日
 - 四 相続の限定承認又は放棄の取消をする旨

3 申述受理及び受理の告知（申述の効力）

申述受理及び受理の告知（申述の効力）については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を受理するときには、申述書にその旨を記載しなければならないものとする。
- ② 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述は、受理により効力を生じるものとし、受理した旨を申述人に告知することを要しないものとする。

(補足説明)

本文第4の3は、申述受理及び受理の告知（申述の効力）についてのものである。

本文②は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を受理する場合には申述人に告知する必要は乏しく、また、直ちに効力を生じさせても不利益を受ける者は考えられないことから、申述受理と同時に、申述の効力を生じるものとすることを提案するものである。

(注)

相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を受理したときは、裁判所書記官は、申述人に対し、受理した旨を通知することで、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第115条 家庭裁判所は、前条第一項の申述を受理するときには、申述書にその旨を記載しなければならない。
- ② (省略)

4 即時抗告

取消権者は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第4の4は即時抗告について、現行家事審判規則第115条第2項が準用する同規則第111条の規律を参考にしつつ、被保佐人が申述人であった場合に保佐人による即時抗告を認めるべきであると考えられることから、申述人以外の取消権者についても、取消しの申述を却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとするを提案するものである。

なお、現行家事審判規則第111条は、即時抗告権者として「利害関係人」を規定しているが、「利害関係人」に含まれると解されている申述人以外の取消権者については、本文の「取消権者」に含まれることから、「利害関係人」を削除することとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
- 第115条 (省略)
- ② 第百十一条の規定は、前条第一項の申述を却下する審判にこれを準用する。

第5 相続の限定承認の申述の受理

1 管轄

民法第924条の規定による相続の限定承認の申述の受理事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 申述

相続の限定承認の申述をするには、家庭裁判所に相続の限定承認をする旨を記載した申述書を提出しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第5の2は、現行家事審判規則第114条第1項及び同条第2項第5号と同様に相続の限定承認をするには、相続の限定承認をする旨を記載した申述書を提出しなければならないものとするを提案するものである。

なお、申述書の記載事項等については、現行家事審判規則第114条第2項の規律を維持する（なお、同項第5号については本文で規律を維持するものとするを提案している。）ものとするが考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第114条 相続の限定承認若しくは放棄又はその取消の申述をするには、家庭裁判所に申述書を差し出さなければならない。
 - ② 相続の限定承認又は放棄の申述書には、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。
 - 一 申述者の氏名及び住所
 - 二 被相続人の氏名及び最後の住所
 - 三 被相続人との続柄
 - 四 相続の開始があつたことを知つた年月日
 - 五 相続の限定承認又は放棄をする旨
 - ③ (省略)

3 申述受理及び受理の告知（申述の効力）

申述受理及び受理の告知（申述の効力）については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、相続の限定承認の申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならないものとする。
- ② 相続の限定承認の申述は、受理により効力を生じるものとし、受理した旨を申述人に告知することを要しないものとする。

(補足説明)

第4の3参照

(注)

相続の限定承認の申述を受理したときは、裁判所書記官は、申述人に対し、受理した旨を通知するものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第115条 家庭裁判所は、前条第一項の申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならない。
 - ② (省略)

4 即時抗告

相続の限定承認の申述人は、その申述を却下する審判に対し、即時抗告

をすることができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第5の4は、即時抗告について、提案するものである。

この点について、現行家事審判規則第115条は、相続の限定承認の申述を却下する審判に第111条を準用しており、第111条は、相続人又は「利害関係人」は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとしている。しかし、「利害関係人」として即時抗告を認めるのが相当な者は存在しないと考えられることから、利害関係人を削除することとし、申述人は、申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
- 第115条 (省略)
- ② 第百十一条の規定は、前条第一項の申述を却下する審判にこれを準用する。

第6 〔条件付債権等の〕鑑定人の選任

1 管轄

管轄については、以下のとおりとする。どうか。

- ① 民法第930条第2項の規定による鑑定人の選任の審判事件は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。
- ② 民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第930条第2項の規定による鑑定人の選任事件は、相続財産分離を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産分離を命ずる審判に代わる裁判をした場合にはその第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。
- ③ 民法第957条第2項が準用する同法第930条第2項の規定による鑑定人の選任事件は、民法第952条の規定により相続財産の管理人を選任した家庭裁判所の管轄とするものとする。

(補足説明)

本文第6の1は、管轄について提案するものである。

本文①は、民法第930条第2項の規定による鑑定人の選任の審判事件が、限定承認

手続の一環であると考えられることから、同事件の管轄について、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとすることを提案している。

本文②は、民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第930条第2項の規定による鑑定人の選任の審判事件が、相続財産分離後の清算手続の一環であると考えられることから、同事件の管轄について、相続財産分離を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産分離を命ずる審判に代わる裁判をした場合にはその第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとすることを提案している。

本文③は、民法第957条第2項が準用する同法第930条第2項の規定による鑑定人の選任事件は、相続人不存在の場合の清算手続の一環であると考えられることから、同事件の管轄について、民法第952条の規定により相続財産の管理人を選任した家庭裁判所の管轄とするものとすることを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

2 陳述聴取及び審判の告知

(前注)

鑑定人選任の審判においては、選任された鑑定人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第7 〔競売差止めの弁済のための〕鑑定人の選任

1 管轄

管轄について、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 民法第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。
- ② 民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第932条ただし

書の規定による鑑定人の選任事件は、相続財産分離を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産分離を命ずる審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。

（補足説明）

本文第7の1は、管轄について提案するものである。

本文①は、民法第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件は、限定承認手続の一環と考えられることから、同事件の管轄について、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとすることを提案している。

本文②は、民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件が、相続財産分離後の清算手続の一環であると考えられることから、同事件の管轄について、相続財産分離を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産分離を命ずる審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとすることを提案している。

（参照条文）

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② （省略）

2 陳述聴取及び審判の告知

（前注）

鑑定人選任の審判においては、選任された鑑定人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第8 〔遺留分算定の際の〕鑑定人の選任

1 管轄

民法第1029条第2項の規定による鑑定人の選任の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

2 陳述聴取及び審判の告知

(前注)

鑑定人選任の審判においては、選任された鑑定人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第9 数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任

1 管轄

民法第936条第1項の規定による数人の相続人の全員が限定承認した場合における相続財産の管理人の選任の審判事件は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第9の1は、民法第936条第1項の規定による相続財産の管理人の選任の審判事件は、職権開始事件とするものとすることを提案しているので、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とすることを提案するものである。

2 職権開始

民法第936条第1項の規定による数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任の審判事件は、家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が、限定承認の申述を受理したとき（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合を含む。）、職権で、これをするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第116条 数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任は、家庭裁判所が、限定承認の申述を受理したとき、職権で、これをする。

3 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 審判の告知

(前注)

民法第936条第1項の規定による相続財産の管理人を選任する審判においては、選任された相続財産の管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

6 管理人の改任等

管理人の改任等については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第936条第1項の規定により選任した相続財産の管理人を改任することができるものとする。
- ② 民法第936条第1項の規定により家庭裁判所が選任した相続財産の管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- ③ ②の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に相続財産の管理人を選任しなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。
 - ② 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。
 - ③ 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。
- 第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六条第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第

九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

7 その他

（注）

現行家事審判規則第118条が準用する第33条から第36条までについては、その規律を維持するものとするので、どうか。

（参照条文）

- 家事審判規則第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。
- ② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。
- ③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。
- 第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。
- 第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。
- ② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。
- ③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。
- 第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。
- ② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不充分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。
- 第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六条第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

第10 相続放棄の申述の受理

1 管轄

民法第938条の規定による相続放棄の申述の受理事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

（参照条文）

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② （省略）

2 申述

相続放棄の申述をするには、家庭裁判所に相続の放棄をする旨を記載した申述書を提出しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第5の2参照

(参照条文)

- 家事審判規則第114条 相続の限定承認若しくは放棄又はその取消の申述をするには、家庭裁判所に申述書を差し出さなければならない。
 - ② 相続の限定承認又は放棄の申述書には、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。
 - 一 申述者の氏名及び住所
 - 二 被相続人の氏名及び最後の住所
 - 三 被相続人との続柄
 - 四 相続の開始があつたことを知つた年月日
 - 五 相続の限定承認又は放棄をする旨
 - ③ (省略)

3 申述受理及び受理の告知（申述の効力）

申述受理及び受理の告知（申述の効力）については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、相続放棄の申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならないものとする。
- ② 相続放棄の申述は、受理により効力を生じるものとし、受理した旨を申述人に告知することを要しないものとする。

(補足説明)

第4の3参照

(注)

相続放棄の申述を受理したときは、裁判所書記官は、申述人に対し、受理した旨を通知するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第115条 家庭裁判所は、前条第一項の申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならない。
 - ② (省略)

4 即時抗告

相続放棄の申述人は、その申述を却下する審判に対して、即時抗告をす

ることができるものとするので、どうか

(補足説明)

本文第11の4は、即時抗告について、提案するものである。

この点について、現行家事審判規則第115条は、相続の限定承認の申述を却下する審判に第111条を準用しており、第111条は、相続人又は「利害関係人」は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとしている。しかし、「利害関係人」として即時抗告を認めるのが相当な者は存在しないと考えられることから、利害関係人を削除することとし、申述人は、申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
- 第115条 (省略)
- ② 第百十一条の規定は、前条第一項の申述を却下する審判にこれを準用する。

第11 [相続債権者又は受遺者の請求による] 相続財産の分離

1 管轄

民法第941条の規定による相続財産の分離の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 陳述聴取

家庭裁判所は、相続財産を分離する審判をするには、相続人の陳述を聴かなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

相続財産の分離を命ずる審判がされた場合には、相続人は、相続財産から相続人の債権者に対して弁済等を行うことができない上、相続財産と相続人の財産を混同せずに管理する義務を負うこととなる。また、相続人には、財産分離を阻止する権利を行使する機会を与える必要がある(民法第949条)。そこで、相続財産の分離を

命ずる審判をするには、相続人の陳述を聴くものとするを提案するものである。

3 審判の告知

(前注)

民法第941条の規定による相続財産の分離を命ずる審判においては、相続人全員が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 相続人は、相続財産の分離を命じる審判に対し即時抗告をすることができるものとする。
- ② 相続債権者及び受遺者は、相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第117条 相続人は、相続財産の分離を命ずる審判に対し即時抗告をすることができる。
- ② 相続債権者、受遺者又は相続人の債権者は、相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第12 [相続人の債権者の請求による] 相続財産の分離

1 管轄

民法第950条第1項の規定による相続財産の分離の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 陳述聴取

家庭裁判所は、相続財産の分離を命ずる審判をするには、相続人の陳述を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

民法第950条第1項の規定による相続財産の分離は、限定承認と同様の効果を持つ

ものであるが、相続人の意思を尊重する観点から、相続人の手続主体性を確保する必要があること、また、相続財産分離の請求があると、相続人は、相続財産の管理につき、第一種相続財産分離と同様の義務を負うこと（民法第950条第2項による第944条の準用）から、相続人の陳述を聴くこととすることが考えられる。そこで、この点について、検討することを提案するものである。

3 審判の告知

(前注)

民法第950条第1項の規定による相続財産の分離を命ずる審判においては、相続人全員がこれを受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 相続人は、相続財産の分離を命じる審判に対し即時抗告をすることができるものとする。
- ② 相続人の債権者は、相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第117条 相続人は、相続財産の分離を命ずる審判に対し即時抗告をすることができる。
- ② 相続債権者、受遺者又は相続人の債権者は、相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第13 財産分離の請求があったときの相続財産の管理

1 管轄

民法第943条（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理に関する処分の審判事件は、財産分離の事件が係属している裁判所（相続財産分離を命じる審判確定後は同審判を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産分離を命じる審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所））の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

民法上、家庭裁判所は財産分離の請求があったときは、職権をもって必要な処分を命じるものとされていることから、本文第13の1は、管轄について、財産分離の事件が係属している裁判所（相続財産分離を命じる審判確定後は同審判を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産分離を命じる審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所））に属するものとするを提案するものである。

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 審判の告知

（前注）

民法第943条（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分のうち相続財産の管理人の選任の審判においては、相続財産の管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

相続財産の管理人の選任の審判は、相続人に告知しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

本文第13の3は、相続財産の管理人の選任の審判があると相続人の管理権が制限されることから、相続財産の管理人の選任の審判は、相続人に告知しなければならないものとする（ただし、審判の効力は相続財産の管理人に告知した時点で効力を生じることを前提とする。）ことについて検討することを提案するものである。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

5 管理人の改任等

管理人の改任等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第943条（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定により選任した相続財産の管理人を改任することができるものとする。
- ② 民法第943条（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定により家庭裁判所が選任した相続財産の管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならないもの

とする。

- ③ ②の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に相続財産の管理人を選任しなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。
- ② 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。
- ③ 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。
- 第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

6 処分の取消し

家庭裁判所は、清算が終了したときは、相続財産の管理人、相続人又は利害関係人の申立てにより、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

第13の6は、処分の取消しについて提案するものである。

この点につき、清算が終了したときは、仮の処分はもはや維持する必要がなくなると考えられるので、家庭裁判所は、事件当事者又は利害関係人の申立てによって、仮の処分を取り消さなければならないものとするを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第37条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪の宣告があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならない。
- 第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

7 その他

(注)

現行家事審判規則第118条が準用する第33条から第36条までについては、その規律を維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。
- ② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。
- ③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。
- 第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。
- 第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。
- ② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。
- ③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。
- 第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。
- ② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。
- 第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六条第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分これを準用する。

第14 相続人存在不明の場合の相続財産の管理人の選任その他相続財産の管理

1 管轄

民法第952条及び第953条の規定による相続人存在不明の場合の相続財産の管理人の選任その他相続財産の管理の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 陳述聴取及び審判の告知

(前注)

相続人存在不明の場合の相続財産の管理人の選任その他相続財産の管理のうち、相続財産の管理人の選任の審判においては、相続財産の管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

(注)

- 1 民法第952条第2項の規定による相続財産の管理人選任の公告について、現行家事審判法第119条第1項の規律を維持するものとするので、どうか。
- 2 相続財産の管理人に対して、公告をした旨の通知をすることで、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条 民法第九百五十二条第二項の公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。
 - 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 被相続人の氏名、職業及び最後の住所
 - 三 被相続人の出生及び死亡の場所及び年月日
 - 四 相続財産の管理人の氏名及び住所
- ② (省略)

3 即時抗告

即時抗告をすることができないものとするので、どうか。

4 管理人の改任等

管理人の改任等については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第952条の規定により選任した相続財産の管理人を改任することができるものとする。
- ② 民法第952条の規定により家庭裁判所が選任した相続財産の管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- ③ ②の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に相続財産の管理人を選任しなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。
 - ② 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。
 - ③ 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなけれ

ばならない。

第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項，第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。），第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

5 処分の取消し

家庭裁判所は、相続人が自ら財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がないときは、相続財産の管理人，相続人若しくは利害関係人の申立てにより，又は職権で，その命じた処分を取り消さなければならぬものとする。どうか。

(補足説明)

第13の6は、処分の取消しについて提案するものである。

この点につき、現行家事審判法第118条が準用する第37条の規律を基本的に維持することを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第37条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪の宣告があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならぬ。

第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項，第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。），第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

6 その他

(注)

現行家事審判規則第118条が準用する第33条から第36条までについては、その規律を維持するものとする。どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。

③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。

第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。

② 前項の嘱託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

第118条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法〔明治三十一年六月法律第九号〕第九百十八条第二項及び第三項（同法第九百二十六条第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。）、第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

7 相続人搜索の公告

(1) 管轄

民法第958条の規定による相続人搜索の公告は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(2) その他

(注)

- 1 民法第958条の規定による相続人搜索の公告については審判をせず告知もしないが、公告をした旨の通知を相続財産の管理人に対してするものとするので、どうか。
- 2 現行家事審判規則第119条第2項の規律を維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条 民法第九百五十二条第二項の公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。
 - 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 被相続人の氏名、職業及び最後の住所
 - 三 被相続人の出生及び死亡の場所及び年月日
 - 四 相続財産の管理人の氏名及び住所
- ② 民法第九百五十八条の公告には、前項第一号乃至第三号の事項を掲げ、且つ、公告において、相続人は一定の期間内にその権利を申し出るように催告しなければならない。

第15 特別縁故者に対する相続財産の分与

1 管轄

民法第958条の3第1項の規定による特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするもので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 係属通知

相続財産の分与の申立てがあったときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対しその旨を通知しなければならないものとするもので、どうか。

(補足説明)

本文第15の2は、現行家事審判規則第119条の3の規律を維持するものとするものを提案するものである。

現行家事審判規則第119条の3の趣旨は、管理人は、民法第958条の3第2項所定の期間内に分与の申立てがないときは、財産を国庫に引き継ぐこととなるが、分与の申立てがあったときは、引き続き管理を継続する必要がある。しかしながら、管理人がその申立ての有無を知ることが困難であることから、通知をする必要がある。また、数個の分与の申立てがあった場合には、併合すべきであるが（現行家事審判規則第119条の4第2項）、分与の申立てがあったことを管理人に通知することにより、管理人を通じて数個の分与の申立てがあったことを把握することができる。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の3 相続財産の処分申立てがあったときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対しその旨を通知しなければならない。

3 審判等の特則

審判等の特則について、以下のとおりとするもので、どうか。

- ① 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判は、民法第958条の3第2項の期間が経過した後にしなければならないものとする。
- ② 数人から特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあったときは、審判手続及び審判は、併合してしなければならないものとする。

(補足説明)

本文第15の3は、審判等の特則について、現行家事審判規則第119条の4の規律を維持するものとするを提案するものである。

現行家事審判規則第119条の4第2項の趣旨は、数人の分与の申立て相互間は類似必要的共同訴訟的な関係にないので理論上は必ずしも審判等の併合の必要はないが、審判相互の矛盾抵触を避けうること、数人の申立人につき縁故関係等の分与の要件を比較検討し、総合的判断を加え適正妥当な審判をすることが可能になること、即時抗告が全員に効力を生じるものとして抗告審で原審判の当否を総合的に判断し、即時抗告を実効あるものとしうること等にある。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の4 相続財産の処分に関する審判は、民法第九百五十八条の三第二項の期間が経過した後にしなければならない。
 - ② 数人から相続財産の処分の申立があつたときは、審判手続及び審判は、併合してしなければならない。

4 意見聴取

家庭裁判所は、相続財産の分与についての審判をするには、相続財産の管理人の意見を聴かなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の5 家庭裁判所は、相続財産の処分に関する審判をするには、相続財産の管理人の意見を聴かなければならない。

5 審判の告知

(前注)

特別縁故者に対する相続財産を分与する審判においては、分与を受ける者（分与を請求した者（申立人））及び相続財産の管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

6 確定通知

特別縁故者に対する相続財産の分与についての審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対し、その旨を通知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第15の6は、現行家事審判規則第119条の8と同様の規律を設けるものとするを提案するものである。相続財産の管理人は、分与されなかった財産を国庫に引き継ぐ職責を有することから、分与の申立てを却下した場合であっても、清算事務の円滑な処理のために、分与の申立てを却下した審判が確定した場合には、それを相続財産の管理人に通知しなければならないものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の3 相続財産の処分の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対しその旨を通知しなければならない。
- 第119条の8 第百十九条の三の規定は、相続財産の処分に関する審判が確定した場合に準用する。

7 即時抗告

即時抗告について、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 申立人及び相続財産の管理人は、相続財産を分与する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、相続財産の分与の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立人の全員についてその効力を生ずるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第27条 (省略)
- ② 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第119条の4 (省略)
- ② 数人から相続財産の処分の申立があつたときは、審判手続及び審判は、併合してしなければならない。
- 第119条の7 申立人又は相続財産の管理人は、相続財産の処分をする審判に対し即時抗告をすることができる。
- ② 第二十七条第二項の規定は、相続財産の処分の申立てを却下する審判に準用する。
- ③ 第百十九条の四第二項の場合において、申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立人の全員についてその効力を生ずる。

8 遺産の換価処分

(前注)

遺産の換価処分は特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判において、中間処分としてされるものである。

(1) 遺産の換価処分

遺産の換価処分については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対して、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判をするため必要があり、かつ、相当であると認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対して、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。
- ③ ②により遺産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、売却の方法及び期限その他の条件を付することができるものとする。
- ④ ②により遺産のうち不動産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、最低売却価額を定めなければならないものとする。
- ⑤ 民事執行規則第123条及び第124条の規定は、②による審判に基づいて動産を売却する場合について準用するものとする。
- ⑥ ①及び②の審判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、〔特別縁故者に対して相続財産を分与する審判に対して即時抗告をすることができる者の〕申立て又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。

(補足説明)

本文第15の8(1)は、遺産の換価処分について提案するものである。

この点について、遺産の換価処分の方法について、現行家事審判法第15条の4第1項は競売を規定し、現行家事審判規則第108条の3は任意売却を規定しているが、これらの方法を維持するものとすることを提案している。

本文③から⑤までは、現行家事審判規則第108条の3第2項から第4項までの規律を維持するものとすることを提案している。

本文⑥は、遺産の換価処分を命ずる審判の取消しについて、現行家事審判法第15条の4第2項及び第15条の3第2項の規律、すなわち、審判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、申立て又は職権で、その審判を取り消すことができるものとすることを維持するものとし、並びに、取消しの審判の開始について、現行家事審判規則第106条第2項、第15条の4第1項の規律、すなわち、本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をするこ

とができる者（同規則第106条の第2項，同規則第15条の3第2項）の申立て又は職権で行うことを維持するものとするを提案している。

（参照条文）

- 家事審判法第15条の3（省略）
 - ② 前項の規定による審判（以下「審判前の保全処分」という。）が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。（後略）
- 第15条の4 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売し、その他最高裁判所の定めるところにより換価することを命ずることができる。
 - ② 前条第二項の規定は、前項の規定による審判について準用する。
 - ③ 前二項の規定は、民法第九百五十八条の三第一項の規定による相続財産の処分の審判について準用する。この場合において、第一項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替えるものとする。
- 家事審判規則第15条の3（省略）
 - ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。（後略）
- 第15条の4 審判前の保全処分を取り消す審判は、前条第二項に規定する者の申立てにより、又は職権で行う。
 - ②（省略）
- 第106条（省略）
 - ② 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。（後略）
- 第108条の3 家庭裁判所は、相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き、遺産を任意に売却すべきことを命ずることができる。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者がいるときは、この限りでない。
 - ② 前項の規定により遺産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、売却の方法及び期限その他の条件を付することができる。
 - ③ 第一項の規定により遺産のうち不動産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、最低売却価額を定めなければならない。
 - ④ 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第二百二十三条及び第二百二十四条の規定は、第一項の規定による審判に基づいて動産を売却する場合について準用する。
- 第119条の6 第百六条第二項，第百八条の三（第一項ただし書を除く。）並びに第百八条の四第一項及び第三項の規定は、相続財産の処分に関する審判事件について準用する。この場合において、第百八条の三第一項中「相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き」とあるのは、「相当であると認めるときは」と読み替えるものとする。
- 民事執行規則第123条 取引所の相場のある有価証券は、その日の相場以上の価額で売却しなければならない。
 - 2 前二条中執行裁判所の許可に係る部分は、前項の有価証券については、適用しない。
- 第124条 貴金属又はその加工品は、地金としての価額以上の価額で売却しなければならない。

(2) 審判の告知

(前注)

換価処分を命ずる審判においては、相続財産の管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

(3) 即時抗告

特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判の申立人及び相続財産の管理人は、遺産の換価処分を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 (省略)
 - ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。
(後略)
- 第106条 (省略)
 - ② 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。
- 第119条の6 第百六条第二項、第百八条の三(第一項ただし書を除く。)並びに第百八条の四第一項及び第三項の規定は、相続財産の処分に関する審判事件について準用する。この場合において、第百八条の三第一項中「相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き」とあるのは、「相当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

(4) その他

- ① 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならないものとするので、どうか。
- ② 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人に対し、遺産の中から、相当な報酬を与えることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 第108条の4 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人(以下「換価人」とい

う。)は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならない。

② 遺産につき任意の売却手続が終了したときは、換価人は、直ちに、換価代金を財産の管理者に引き渡さなければならない。

③ 第七十五条の規定は、換価人について準用する。

第119条の6 第百六条第二項、第百八条の三(第一項ただし書を除く。)並びに第百八条の四第一項及び第三項の規定は、相続財産の処分に関する審判事件について準用する。この場合において、第百八条の三第一項中「相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き」とあるのは、「相当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

9 その他

(注)

現行家事審判規則第119条の2については、その規律を維持することで、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第119条の2 相続財産の処分の申立をするには、被相続人との特別の縁故関係を明らかにしなければならない。

第16 遺言の確認

1 管轄

民法第976条第4項及び第979条第3項の規定による遺言の確認の審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

① 相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 遺言者の生存中は、①にかかわらず、遺言者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(補足説明)

本文第16の1は、遺言確認に関する審判事件の管轄について、現行家事審判規則第120条の規律を維持するものとすることを提案するものである。

なお、現行家事審判規則第120条第2項は、遺言者生存中に遺言確認の申立てに関するものであると解されている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② 遺言の確認の申立は、前項の規定による外、遺言者の住所地の家庭裁判所にもこれを行うことができる。

2 審判の告知

(前注)

遺言を確認する審判においては、当該遺言書の確認を請求する者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 即時抗告

即時抗告について、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 利害関係人は、遺言を確認する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 遺言に立ち会った証人又は利害関係人は、遺言の確認の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第121条 利害関係人は、遺言の確認の審判に対し即時抗告をすることができる。
- ② 遺言に立ち会った証人又は利害関係人は、遺言の確認の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第17 遺言書の検認

1 管轄

民法第1004条第1項の規定による遺言書の検認事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 検認期日等

裁判所書記官は、遺言書の検認をする期日を、申立人及び相続人に通知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第17の2は、検認期日等について、検討することを提案するものである。

検認には家庭裁判所の認証行為ないし事実判断がともなうことや相続人は遺言について重大な関心を持っていると考えられることから、検認手続に相続人らを立ち会わせる措置を講ずることが妥当である（なお、現行家事審判規則第124条は、相続

人が立ち会うことがありうることを前提としている。)。そこで、家庭裁判所が遺言書の検認をする場合には、期日を申立人及び相続人に通知しなければならないものとするを提案している。

なお、封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができないこと（民法第1004条第3項）を前提としている。

(注)

所在不明の相続人等について、通知義務の対象から除くことについて、どのように考えるか。

3 遺言書検認と調査

家庭裁判所は、遺言書の検認をするには、遺言の方式に関する一切の事実を調査しなければならないものとする。どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第122条 家庭裁判所は、遺言書の検認をするには、遺言の方式に関する一切の事実を調査しなければならない。

4 検認通知

検認通知については、以下のとおりとすることで、どうか。

裁判所書記官は、遺言書の検認がされたときは、検認に立ち会う機会がなかった申立人、相続人、受遺者その他の利害関係人に対して、その旨を通知しなければならないものとする。

(補足説明)

本文第17の4は、検認通知についてのものである。

遺言書の検認がされたときは、相続人、受遺者等にその旨を知らせて権利行使等の機会を与えるのが相当である。一方で、期日の通知を受けながら期日に出頭せず、遺言書の検認に立ち会わなかった者については、改めて検認があった旨を通知する必要はないと考えられることから、検認に立ち会う機会がなかった者についてのみ検認があった旨を通知すべきと考えられる。

(注)

所在不明の相続人等について、通知義務の対象から除くことについて、どのように考えるか。

(参照条文)

- 家事審判規則第124条 遺言書の検認がされたときは、裁判所書記官は、これに立ち会わなかった申立人、相続人、受遺者その他の利害関係人に対しその旨を通知しなければならない。

5 その他

(注)

現行家事審判規則第123条の規律については、その規律を維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第123条 遺言書の検認については、調書を作り、左の事項を記載しなければならない。
 - 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 検認の年月日
 - 三 相続人その他の利害関係を立ち会わせるときは、その氏名及び住所
 - 四 相続人その他の利害関係人若しくは証人を尋問し、又は鑑定人に意見の陳述をさせたときは、その氏名、住所及び陳述の要旨
 - 五 事実の調査の結果

第18 遺言執行者の選任

1 管轄

民法第1010条の規定による遺言執行者選任の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
 - ② (省略)

2 意見聴取

家庭裁判所は、遺言執行者を選任するには、遺言執行者となるべき者の意見を聴かなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
 - ② (省略)
- 第125条 第八十三条第一項の規定は、遺言執行者の選任について準用する。

3 審判の告知

(前注)

遺言執行者を選任する審判は、選任された遺言執行者が審判を受ける者であるこ

とを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

利害関係人は、遺言執行者選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第127条 利害関係人は、遺言執行者の選任又は解任の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
- ② 遺言執行者は、その辞任の許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第19 遺言執行者に対する報酬付与

1 管轄

民法第1018条第1項の規定による遺言執行者に対する報酬付与の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 意見聴取

特段の規律を設けないものとするのでどうか。

(参照条文)

- 民法第1021条 遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

3 審判の告知

(前注)

遺言執行者に報酬を付与する審判においては、遺言執行者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするのでどうか。

第20 遺言執行者解任

1 管轄

民法第1019条第1項の規定による遺言執行者解任の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 陳述聴取

家庭裁判所は、遺言執行者の解任の審判をする場合には、遺言執行者の陳述を聴かなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第126条 第七十四条乃至第七十六条の規定は、遺言執行者の解任にこれを準用する。
- ② (省略)

3 審判の告知

(前注)

遺言執行者を解任する審判においては、遺言執行者が審判を受ける者であることを前提としている。

遺言執行者を解任する審判は、相続人に告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

家庭裁判所が遺言執行者を解任した場合、家庭裁判所は、職権によって、次の遺言執行者を選任することはできず、利害関係人の請求によって、遺言執行者を選任することとなる(民法第1010条)。そこで、本文第20の3は、遺言執行者を解任する審判は、相続人に告知しなければならないものとすることを提案するものである。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 遺言執行者は、遺言執行者を解任する審判に対し、即時抗告をするこ

とができるものとする。

- ② 利害関係人は、遺言執行者の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第126条 (省略)
 - ② 遺言執行者は、遺言執行者の解任の審判に対し即時抗告をすることができる。
- 第127条 利害関係人は、遺言執行者の選任又は解任の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
- ② (省略)

第21 遺言執行者の辞任許可

1 管轄

民法第1019条第2項の規定による遺言執行者の辞任許可の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② (省略)

2 審判の告知

(前注)

遺言執行者の辞任を許可する審判においては、遺言執行者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

3 即時抗告

遺言執行者は、その辞任の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第127条 (省略)
 - ② 遺言執行者は、その辞任の許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第22 負担付遺贈に係る遺言の取消し

1 管轄

民法第1027条の規定による負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

2 陳述聴取

家庭裁判所は、負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判をするには、受遺者の陳述を聴かなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

受遺者が負担を履行しているか否かについて、適正な判断を行うためには受遺者による主張・資料の提出機会を十分に確保することが必要であると考えられる。そこで、本文第22の2は、遺言を取り消す審判をするためには、受遺者の陳述を聴かなければならないものとする。どうか。

(注)

遺言の取消しにより、受益者の利益が不当に害されることがないようにする必要があると考えられるが、受益者の陳述聴取について、どうか。

3 審判の告知

(前注)

遺言を取り消す審判においては、取消しの対象となる負担付遺贈を受けた者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

(注)

受益者に告知するものとする。どうか。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとする。どうか。

① 受遺者その他の利害関係人は、遺言を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- ② 相続人は、遺言の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第128条 受遺者その他の利害関係人は、遺言の取消の審判に対し即時抗告をすることができる。
② 相続人は、遺言の取消の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第23 遺留分の放棄の許可

1 管轄

民法第1043条第1項の規定による遺留分の放棄の許可の審判事件は、被相続人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
② (省略)

2 審判の告知

(前注)

遺留分の放棄を許可する審判においては、申立人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

3 即時抗告

申立人は、遺留分の放棄の許可申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。どうか。

(補足説明)

現行家事審判規則には、遺留分の放棄の許可申立てについての審判に対する即時抗告についての規定はない。

この点について、遺留分の放棄を許可する審判は、申立人においては、申立てどおりの審判がなされたといえるのであるから、即時抗告を認める必要はないと考えられる。他方で、遺留分の放棄の許可申立てを却下する審判に対しては、申立人に即時抗告を認める必要があると考えられる。そこで、本文第23の3は、申立人は、遺留分の放棄の許可申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるも

のとすることを提案するものである。

第24 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助

(前注)

民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件は、調停をすることができる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件の管轄については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

A案 相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

B案 夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(補足説明)

本文第24の1は、管轄について検討することを提案するものである。

A案は、準備をして申立てをする申立人とそうではない相手方との間の公平の要請及び夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件においては、夫婦の双方から生活状況、資力、婚姻生活、婚姻破綻の原因等についての資料が提出されることが必要であるところ、相手方から資料の提供を受け、また、事実を調査するためには、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とすることが望ましいとも考えられること、さらに、管轄を相手方の住所地に限定しても、当事者の事情によって自庁処理をすることにより適切に対応することができることから、現行家事審判規則第45条の規律を維持し、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とすることとしている。

B案は、夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件においては、夫婦が別居していることが考えられ、夫婦のいずれの住所地にも、夫婦の生活状況、資力、婚姻生活、婚姻破綻の原因等についての資料が存在しているとも考えられるので、夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とすることとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第45条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 扶助の程度・方法の指示

家庭裁判所は、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができるものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第46条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。
- 第96条 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができる。

3 金銭の支払・物の引渡し等の給付命令

夫婦間の協力扶助に関する審判において、金銭の支払、物の引渡し〔、登記義務の履行〕その他の給付を命ずることができるものとするもので、どうか。

(補足説明)

夫婦間の扶助は、いわゆる夫婦の生活に要する費用についての給付であり、迅速に給付を受ける必要があるため、夫婦間の協力扶助に関する審判では、その給付を命ずることができるものが有用であると考えられる。そこで、本文第24の3は、現行家事審判規則第46条、第98条、第49条の規律を維持し、夫婦間の協力扶助に関する審判において、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとするものを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第46条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。
- 第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。
- 第98条 第四十九条の規定は、扶養に関する審判にこれを準用する。

4 審判の告知

(前注)

夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判においては、申立人及び相手方（夫婦）が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするもので、どうか。

5 即時抗告

夫及び妻は、夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判に対して即時抗告をすることができるものとするもので、どうか。

(補足説明)

夫婦間の同居その他の協力扶助は夫婦関係の本質的要素であるので、夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判に対しては、夫及び妻には即時抗告権を認める必要があると考えられる。そこで、本文第24の5は、夫及び妻は、これらの審判に対して、即時抗告をすることができるものとするを提案するものである。

(注)

夫及び妻の他に即時抗告をすることができる者について、どのように考えるか。

この点について、夫及び妻は調停で扶助の内容を定めることができることを考えると、夫及び妻が即時抗告をしない場合に、夫及び妻以外の者に即時抗告権を認める必要はないとも考えられる。他方、現行家事審判規則第46条が準用する第97条は利害関係人を即時抗告権者としており、夫又は妻に対して扶養義務を負う者（直系血族、兄弟姉妹）及び夫又は妻の債権者等による即時抗告を認めることが考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第46条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。
- 第97条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

6 その他

夫婦間の協力扶助についての審判が確定した後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、申立てにより、その審判の変更又は取消しをすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

扶助額は、夫婦の事情により相対的に決せられるものであるが、夫婦間の協力扶助に関する審判後に、審判の際に根拠とした夫婦の資力その他の審判の基礎となった事情に変更を生じ得ることは当然に予想されるものであることからすると、いったん定められた夫婦間の協力扶助について、取消し又は変更をすることができないとするのは妥当でないと考えられる。また、扶養については、扶養の程度・方法について審判があった後に事情に変更を生じたときは、審判の変更又は取消しをすることができるとの規定（民法880条）が存在する。

そこで、本文第24の6は、夫婦間の協力扶助についての審判が確定した場合について、審判後の夫婦の資力その他の審判の基礎となった事情に変更を生じた場合には、その審判の変更を求める申立てをすることができるものとするを提案す

るものである。

(参照条文)

- 民法第880条 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審判の変更又は取消しをすることができる。

第25 夫婦の財産管理者の変更及び共有財産の分割

(前注)

民法第758条第2項及び第3項の規定による夫婦財産契約による管理者変更及び共有財産の分割の審判事件は、調停をすることができる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第758条第2項及び第3項の規定による夫婦財産契約による管理者変更及び共有財産の分割の審判事件の管轄については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

A案 相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

B案 夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(補足説明)

本文第25の1は、夫婦財産契約による管理者変更及び共有財産の分割の審判事件の管轄について、検討することを提案するものである。

A案は、準備をして申立てをする申立人とそうではない相手方との間の公平の要請等から現行家事審判規則第47条、45条の規律を維持し、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものである。

B案は、夫婦財産契約による財産管理についての資料は、夫又は妻の住所地に存在しているとも考えられるので、夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第47条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。
- 第45条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 共有財産の分割の処分

- 共有財産の分割の処分について、以下のとおりとすることで、どうか。
- ① 管理者の変更に附帯して共有財産の分割を許可する場合には、家庭裁判所は、申立てによって、分割の処分をすることができるものとする。
 - ② 家庭裁判所が分割を許可した場合において、分割の協議が調わないときも、①と同様とするものとする。
 - ③ 共有財産の分割の処分の申立てをする場合には、共有者及び利害関係人を示し、かつ、共有財産の目録を添付しなければならないものとする。
 - [④ 家庭裁判所は、共有財産の分割の処分の申立てがあつた場合において相当であると認めるときは、分割の申立てがあつたことを公告し、利害関係人の参加を求めることができるものとする。
 - ⑤ ④の公告をしたときは、家庭裁判所は、公告の日から30日を経過しなければ共有財産の分割の手続を進めることができないものとする。ただし、急を要する事項の実施を妨げないものとする。
 - ⑥ ④の公告は、相当であると認める方法でこれを行うことができるものとする。]
 - ⑦ 家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、共有財産の分割の方法として、夫婦の一方に他方に対して債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第48条 前条の管理者の変更に附帯して共有財産の分割を許可する場合には、家庭裁判所は、申立てによつて、共有財産の分割の処分をすることができる。
- ② 家庭裁判所が共有財産の分割を許可した場合において、その分割の協議が調わないときも、前項と同様とする。
- ③ 第百四条、第百五条、第百六条第一項及び第百九条の規定は、前二項の場合にこれを準用する。
- 第104条 遺産の分割の申立てをするには、共同相続人及び利害関係人並びに民法第九百三条第一項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときは、その内容を示し、かつ、遺産の目録を差し出さなければならない。
- 第105条 家庭裁判所は、遺産の分割の申立てがあつた場合において相当であると認めるときは、その分割の申立てがあつたことを公告して、利害関係人の参加を求めることができる。
- ② 前項の公告をしたときは、家庭裁判所は、公告の日から三十日を経過しなければ遺産の分割の手続を進めることができない。ただし、急を要する事項の実施を妨げない。
- ③ 第一項の公告は、第二十一条の規定にかかわらず、相当であると認める方法でこれを行うことができる。
- 第109条 家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができる。

3 金銭の支払・物の引渡し等の給付命令

財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判において、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

4 審判の告知

(前注)

夫婦財産契約による管理者変更及び共有財産を分割する審判においては、夫及び妻が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

夫及び妻は、財産の管理者の変更、共有財産の分割の許可又は分割の処分についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第25の5①は、現行家事審判規則第50条の規律を維持するものとするものを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第50条 夫又は妻は、財産の管理者の変更、共有財産の分割の許可又は共有財産の分割の処分に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第26 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分

(前注)

民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件は、調停をすることができる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件の管轄については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

A案 相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

B案 夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(補足説明)

本文第26の1は、婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件の管轄について、検討することを提案するものである。

A案は、準備をして申立てをする申立人とそうではない相手方との間の公平の要請等から現行家事審判規則第51条、第45条の規律を維持し、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものである。

B案は、夫又は妻のいずれの住所地にも、婚姻から生ずる費用の分担の判断に必要な資料である夫婦の生活状況、資力、婚姻破綻等についての資料が存在しているとも考えられるので、夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とするものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第45条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。

2 金銭の支払・物の引渡し等の給付命令

婚姻から生ずる費用の分担の処分に関する審判において、金銭の支払、物の引渡し〔、登記義務の履行〕その他の給付を命ずることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

婚姻から生ずる費用は日常生活に必要な費用であり、迅速に給付を受ける必要があるので、婚姻から生ずる費用の分担の処分に関する審判では、分担額を決定した上で、その給付を命ずることができるということが有用であると考えられる。そこで、本文第26の2は、現行家事審判規則第51条、第49条の規律を維持するものとするを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関す

る審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。

3 審判の告知

(前注)

婚姻から生ずる費用の分担の処分についての審判においては、夫及び妻が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

夫及び妻は、婚姻から生ずる費用の分担についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第26の4は、現行家事審判規則第51条、第50条の規律を維持し、夫及び妻は、婚姻から生ずる費用の分担についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第50条 夫又は妻は、財産の管理者の変更、共有財産の分割の許可又は共有財産の分割の処分に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。

5 その他

婚姻から生ずる費用の分担を定める審判が確定した後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、申立てにより、その審判の変更又は取消しをすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

婚姻から生ずる費用の分担額は、申立人と相手方の事情により相対的に決せられるものであるが、婚姻から生ずる費用の分担の審判後に審判の際に根拠とした夫婦の資産、収入その他の審判の基礎となった事情に変更を生じうることは当然に予想されるものであることからすると、いったん定められた婚姻から生ずる費用の分担

について、取消し又は変更することができないとすることは妥当でないと考えられる。また、婚姻から生ずる費用を分担することで、夫婦の扶助義務を履行したと解されるところ、扶養については、民法第880条に審判後の事情変更による審判の変更・取消しの規定があり、民法の解釈上、婚姻から生ずる費用の分担についても、同条を準用する考え方が有力であり、実務上もそのように解されている。そこで、本文第26の5は、婚姻から生ずる費用の分担の処分についての審判後に夫婦の資産、収入その他の事情に著しい変更を生じた場合には、その審判の変更を求める申立てをすることができるものとするを提案するものである。

(参照条文)

- 民法第880条 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審判の変更又は取消しをすることができる。

第27 監護者の指定その他子の監護に関する処分

(前注)

民法第766条第1項及び第2項の規定による監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件は、調停することのできる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第766条第1項及び第2項の規定による監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 父又は母を同じくする数人の子についての監護者の指定その他子の監護に関する処分の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。

(補足説明)

本文第27の1は、管轄について、現行家事審判規則第52条の規律を維持するものとするを提案するものである。ただし、無関係な数人の子についての監護者の指定その他子の監護に関する処分について申立てを、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとするのは相当ではないから、父又は母を同じくする数人の子に限りこれを認めるものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条 婚姻の取消又は離婚の場合における子の監護者の指定その他子の監護に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- ② 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する審判を除く。）をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が満15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して、子の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。

(補足説明)

本文第27の2は、陳述聴取について提案するものである。監護者の指定その他子の監護に関する審判（ただし、専ら父母の経済状況が問題とされる子の監護に要する費用の分担に関する審判を除く。）について子は強い利害関係を有するが、他方で、陳述を聴くことにより子の健全な心身の発達を妨げるなど子の利益を害する結果を生じさせるおそれがある。そこで、監護者の指定その他子の監護に関する審判をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないが、他方で、子が満15歳未満である場合に、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認める場合に限定することを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第54条 子が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判をする前に、その子の陳述を聴かなければならない。

3 給付命令

家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡し又は扶養料その他の財産上の給付を命ずることができるものとする。

(補足説明)

本文第27の3は、現行家事審判規則第53条の規律を維持するものとするを提案するものである。

なお、形成処分に付随する範囲で給付を命ずることができることを前提としている。

(参照条文)

- 家事審判規則第53条 家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡又は扶養料その他の財産上の給付を命ずることができる。

4 審判の告知

(前注)

監護者の指定その他監護についての審判においては、申立人及び相手方が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(注)

(一定年齢以上の)子に即時抗告権を認めることも考えられるが、子に監護者の指定その他子の監護に関する処分について申立権が認められていないし、即時抗告権を認めると子が争いの矢面に立つことになり、子の福祉上問題がある上、仮に監護者の指定その他子の監護に関する処分が適切に行われていない場合には、父、母又は子の監護者が即時抗告を行うことにより対処することができるから、子に即時抗告権を認めないものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第55条 父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

6 その他

監護者の指定その他子の監護に関して処分を命ずる審判が確定した後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、申立てにより、その審判の変更

又は取消しをすることができるものとする。どうか。

(補足説明)

いったん監護者の指定その他子の監護に関する処分を命ずる審判が確定した後も事情に変更を生じたときは、子の福祉の観点からその変更又は取消しをするのが相当な場合がある。そこで、本文第27の6は、監護者の指定その他子の監護に関する処分を命ずる審判の変更又は取消しをすることができるものとするを提案するものである。

第28 婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与

(前注)

民法第768条第2項(第749条及び第771条において準用する場合を含む。)の規定による婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与の審判事件は、調停をすることができる事項について審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第768条第2項(第749条及び第771条において準用する場合を含む。)の規定による婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与の審判事件の管轄については、次のような考え方があがるが、どのように考えるか。

A案 相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

B案 夫又は妻であった者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(補足説明)

本文第28の1は、婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与の審判事件の管轄について、検討することを提案するものである。

A案は、準備をして申立てをする申立人とそうではない相手方との間の公平の要請及び分与の対象となる財産(特に不動産)が相手方住所地に存在する機会が多いとも考えられること等から、現行家事審判規則第56条、同規則第45条と同様に、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものである。

B案は、夫又は妻であった者のいずれの住所地にも、夫婦であった双方がその協力によって得た財産の額その他の事情に関する資料が存在しているとも考えられるので、夫又は妻であった者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第45条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第56条 第四十五条, 第四十九条, 第五十条及び第五十二条の二の規定は, 婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

2 金銭の支払・物の引渡し等の給付命令

婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与の処分に関する審判において, 金銭の支払, 物の引渡し, 登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとするので, どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては, 金銭の支払, 物の引渡し, 登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第56条 第四十五条, 第四十九条, 第五十条及び第五十二条の二の規定は, 婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

3 審判の告知

(前注)

婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与の処分に関する審判においては, 夫及び妻であった者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので, どうか。

4 即時抗告

夫及び妻であった者は, 婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与についての審判に対し, 即時抗告をすることができるものとするので, どうか。

(補足説明)

本文第28の4は, 現行家事審判規則第56条, 第50条と同様に, 夫及び妻であった者は, 婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与についての審判に対し, 即時抗告をすることができるものとするを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第50条 夫又は妻は, 財産の管理者の変更, 共有財産の分割の許可又は共有財産の分割の処分に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第56条 第四十五条, 第四十九条, 第五十条及び第五十二条の二の規定は, 婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

第29 扶養義務の設定

1 調停の可否

民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とすることで、どうか。

(補足説明)

現行家事審判法第9条第1項乙類第8号は民法第877条から第880条の規定による扶養に関する処分が乙類審判事項であると規定している。しかし、民法第877条第2項は、「特別の事情があるとき」に扶養義務を負わせることができると規定し、扶養権利者と扶養義務の設定を受ける者との間で協議ができて、調停を成立させることはできないと解すべきであることから、本文第29の1は、民法第877条第2項の規定による扶養義務を設定する処分については、調停をすることができない事項に関する事件とすることを提案するものである。

2 管轄

民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 扶養義務者となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 数人に対し、扶養義務を設定する審判の申立てをする場合には、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

(補足説明)

本文第29の2は、管轄についてのものである。

この点について、公平の要請から扶養義務者となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとすることを提案している。また、扶養権利者となるべき者が数人に対し、扶養義務を設定する審判を申し立てる場合、扶養権利者となるべき者と扶養義務者となるべき者との相互の関係、扶養権利者となるべき者の需要を総合的に判断することが望ましいと考えられることから、扶養義務者となるべき者の一人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てることができるものとすることを提案するものである。

(注)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条第2項ただし書の規定による保護者選任の申立てと併合してする扶養義務の設定の申立ては、精神障害者の住所地

を管轄する家庭裁判所に申し立てることができるものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第94条 扶養に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
 - ② 数人を相手方とする場合には、前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。
- 特別家事審判規則第21条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔昭和二五年五月法律第二二三号〕第二十条第二項ただし書の規定による保護者の順位の変更及び同項第四号の規定による保護者の選任に関する審判事件は、精神障害者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。
 - 一 行方の知れない者
 - 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - 四 破産者
 - 五 成年被後見人又は被保佐人
 - 六 未成年者
- 2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。
 - 一 後見人又は保佐人
 - 二 配偶者
 - 三 親権を行う者
 - 四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者
- 3 前項ただし書の規定による順位の変更及び同項第四号の規定による選任は家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

3 陳述聴取

家庭裁判所は、扶養義務の設定の申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、扶養義務者となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

本文第29の3は、陳述聴取についてのものである。

この点について、扶養義務者となるべき者の手続保障を図るため、この者から陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

4 審判の告知

(前注)

扶養義務を設定する審判においては、扶養義務者となるべき者及び扶養権利者となるべき者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 扶養義務者となるべき者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、扶養義務を設定する審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

（補足説明）

本文第31の5は、即時抗告について、提案するものである。

扶養義務者となるべき者は、「特別の事情」の有無等につき、不服申立てを認めるべきであるので、本文①は、扶養義務を負わせる審判に対し、即時抗告をすることができるものとすることを提案している。ただし、扶養義務者となるべき者が申立人である場合には、即時抗告権者から除外することとしている。

また、申立てを却下する審判に対しては即時抗告を認めるべきであることから、本文②は、申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとすることを提案している。

（参照条文）

- 家事審判規則第97条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第30 扶養義務を設定する審判の取消し

（前注）

民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とすることを前提としている。

1 管轄

民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件の管轄については、当該扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所（高等裁判所が審判に代わる決定をした場合には第一審の審判をした家庭裁判所）の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第30の1は、管轄について、取消しの対象となる扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所の管轄とするものとするのが、資料収集等の点で手続経済に資すると考えられ、また、当事者の公平にも適うと考えられることから、当該扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所（高等裁判所が審判に代わる決定をした場合には第一審の審判をした家庭裁判所）の管轄とするものとするを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第94条 扶養に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
 - ② 数人を相手方とする場合には、前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、扶養義務を設定する審判の取消しの申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、扶養権利者の陳述を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

本文第30の2は、扶養権利者の手続保障を図るために、扶養権利者の陳述を聴かなければならないものとするについて、検討することを提案するものである。

3 審判の告知

(前注)

扶養義務を設定する審判を取り消す審判は、扶養義務者及び扶養権利者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 扶養権利者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- ② 申立人は、扶養義務を設定する審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

本文第31の4は、即時抗告について、提案するものである。

扶養権利者に対しては、申立人である場合を除き、事情の変更の有無（特別の事情の消滅等）を争う機会を付与するべきであると考えられることから、本文①は、扶養義務を負わせる審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとするを提案している。

また、申立てを却下する審判に対しては即時抗告を認めるべきであると考えられることから、本文②は、申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第97条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第31 扶養に関する処分

(前注)

民法第878条及び第879条の規定による扶養に関する処分の審判事件は、調停をすることができる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第878条及び第879条の規定による扶養に関する処分の審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
② 数人を相手方とする場合には、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第94条 扶養に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
② 数人を相手方とする場合には、前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

2 扶養の程度・方法の指示

家庭裁判所は、扶養の程度又は方法を定める場合には、必要な事項を指示することができるものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第96条 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができる。

(参考) 必要な事項を指示した審判例

主 文

- (1) 申立人および相手方三名は参加人に対し昭和三八年五月以降同人の存命中その扶養費をつぎのとおり分担し、すでに期限のきている五、六月分は直ちに、七月分以降は毎月末日限り、参加人宛に送金または持参して支払うこと。
 - (イ) 申立人は毎月三、五〇〇円
 - (ロ) 相手方三名は各毎月三、〇〇〇円
- (2) 申立人は相手方三名と協力して参加人の医療および退院に伴う必要な一切の措置を講ずること。
- (3) 相手方三名は申立人の上記(2)の行為に適切に協力すること。

3 金銭の支払・物の引渡し等の給付命令

扶養の程度又は方法を定める審判においては、金銭の支払、物の引渡し〔登記義務の履行〕その他の給付を命ずることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。
- 第98条 第四十九条の規定は、扶養に関する審判にこれを準用する。

4 審判の告知

(前注)

民法第878条及び第879条の規定により扶養の順位又は程度若しくは方法を定める審判においては、扶養権利者及び扶養義務者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

当事者は、民法第878条及び第879条の規定による扶養に関する処分につ

いての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第31の5は、当事者は扶養についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするを提案するものである。

(注)

現行家事審判規則第97条は、利害関係人を即時抗告権者としているところ、当事者の他に即時抗告をすることができる者について、どのように考えるか。

(参照条文)

- 家事審判規則第97条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第32 扶養に関する処分の変更又は取消し

(前注)

扶養に関する処分の変更又は取消しの審判事件は、調停をすることができる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第880条の規定による扶養に関する処分の変更又は取消しの審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 数人を相手方とする場合には、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第94条 扶養に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
 - ② 数人を相手方とする場合には、前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

2 扶養の程度・方法の指示

家庭裁判所は、扶養の程度又は方法を変更する場合には、必要な事項を指示することができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第96条 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこ

れを変更する場合には、必要な事項を指示することができる。

3 金銭の支払・物の引渡し等の給付命令

扶養の程度若しくは方法を変更する審判においては、金銭の支払、物の引渡し〔、登記義務の履行〕その他の給付を命ずることができるものとする。どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第98条 第四十九条の規定は、扶養に関する審判にこれを準用する。

4 審判の告知

(前注)

扶養に関する処分の変更又は取消しについての審判においては、扶養権利者及び扶養義務者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

5 即時抗告

当事者は、扶養に関する処分を変更し又は取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第32の5は、当事者は、扶養に関する処分を変更し又は取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとするを提案するものである。

(注)

当事者の他に即時抗告をすることができる者について、どのように考えるか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第97条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第33 推定相続人の廃除

1 調停の可否

民法第892条及び第893条の規定による推定相続人の廃除の審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とするものとする。

で、どうか。

(補足説明)

推定相続人の廃除の審判事件においては、当事者間に廃除原因の存在について合意があったとしても、調停を成立させるべきではないと解されていることからすると、これを調停をすることができない事項についての審判事件とすることが相当であると考えられる。

そこで、本文第33の1は、推定相続人の廃除についての審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とするものとするを提案するものである。

なお、廃除の請求を受ける者について、必要な手続保障を図ることを前提としている。

2 管轄

民法第892条及び第893条の規定による推定相続人の廃除の審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 被相続人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 遺言による推定相続人の廃除の審判事件は、①の規定にかかわらず、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(補足説明)

本文第33の2は、推定相続人の廃除の審判事件の管轄について、現行家事審判規則第99条第1項の規定と同様に、被相続人が生存中に推定相続人の廃除を申し立てる場合には、当該審判事件は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとし、被相続人が遺言によって推定相続人を廃除する意思表示をした場合に、遺言執行者が当該推定相続人の排除を申し立てる場合には、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

3 陳述聴取

家庭裁判所は、推定相続人の廃除の申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、当該推定相続人の陳述を聴か

なければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第33の3は、推定相続人の手続保障を図るために、家庭裁判所は、推定相続人を廃除する審判をするには、当該推定相続人の陳述を聴かなければならないものとするを提案するものである。ただし、申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除くこととしている。

4 審判の告知

(前注)

推定相続人を廃除する審判においては、当該推定相続人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 推定相続人は、当該推定相続人を廃除する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、推定相続人の廃除の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

本文第33の5は、即時抗告について、現行家事審判規則第100条の規律を維持するものとするを提案するものである。

なお、廃除を求められている者以外の推定相続人は、即時抗告をすることができないことを前提としている。

(参照)

最高裁平成14年7月12日第二小法廷決定家月55巻2号162頁は、「遺言執行者が推定相続人の廃除を求める審判手続において、廃除を求められていない推定相続人が利害関係人として審判手続に参加した場合に、その参加人は廃除の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができない（家事審判規則100条2項、27条2項参照）。」と判示し、廃除を求められていない推定相続人による即時抗告を否定している。

(参照条文)

- 家事審判規則第100条 推定相続人は、推定相続人の廃除の審判に対し即時抗告をすることができる。
 - ② 第二十七条第二項の規定は、推定相続人の廃除又はその取消しの申立てを却下する審判について準用する。
- 第27条 (省略)
- ② 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第34 推定相続人の廃除の取消し

1 調停の可否

民法第894条の規定による推定相続人の廃除の取消しの審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とするものとするので、どうか。

(補足説明)

推定相続人の廃除の取消しの請求は、法律上の原因もしくは特別の事由を必要とせず、ただ廃除の効果を消滅させるようとする被相続人の意思があれば足りるが、家庭裁判所は申立てが真意によるものかどうか、瑕疵を伴っていないかどうかについては審理する必要があることから家事審判事項とされているものと解されている。このような趣旨からすれば、調停をすることができない事項についての審判事件とすることが相当であると考えられる。

そこで、本文第34の1は、推定相続人の廃除の取消しについての審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とするものとすることを提案するものである。

なお、被廃除者の手続保障を図ることを前提としている（もっとも、被廃除者の利益となる方向の申立てであるので、陳述聴取は必要的でなくてもよいものと考えられる。）。

2 管轄

民法第894条の規定による推定相続人の廃除の取消しの審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 被相続人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 遺言による推定相続人の廃除の取消しの審判事件は、①の規定にかかわらず、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続

開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

3 審判の告知

(前注)

推定相続人を廃除を取り消す審判においては、当該推定相続人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

申立人は、推定相続人の廃除の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第27条 (省略)

② 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第100条 (省略)

② 第二十七条第二項の規定は、推定相続人の廃除又はその取消しの申立てを却下する審判について準用する。

第35 寄与分を定める処分

(前注)

民法第904条の2第2項の規定による寄与分を定める処分の審判事件は、調停をすることができる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第904条の2第2項の規定による寄与分を定める処分の審判事件の管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

① 相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② 遺産の分割の申立てがあった場合において、寄与分を定める審判の申立てをするとき、①の規定にかかわらず、その申立ては、当該遺産の分割の審判事件が係属している〔家庭〕裁判所にしなければならないものとする。

(補足説明)

本文第35の1は、現行家事審判規則第99条第2項の規律を維持するものとする

ことを提案するものである。

寄与分の主張は、死後認知後の価額請求に関連して寄与分を定める審判をの申立てをする場合を除き、遺産分割手続の中でのみすることができ、寄与分を定める審判と遺産分割の審判とは合一処理を図る必要があること（民法第904条の2第4項参照）を前提としている。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
 - ② 遺産の分割の申立てがあつた場合において、寄与分を定める審判の申立てをするときは、前項の規定にかかわらず、その申立ては、当該遺産の分割の審判事件が係属している家庭裁判所にしなければならない。

2 事件の併合

事件の併合については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 遺産の分割の申立て及び寄与分を定める審判の申立てがあつたときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならないものとする。
- ② 数人から寄与分を定める審判の申立てがあつたときも、①と同様とするものとする。

(補足説明)

寄与分を定める審判と遺産分割の審判とは合一処理を図る必要があること、数人から寄与分を定める審判の申立てがあつた場合、これらの申立ては、同一の遺産分割の前提問題として、総合的な判断のもとに、寄与の有無及び額を決めることになることから、本文第35の2は、現行家事審判規則第103条の3の規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条の3 遺産の分割の申立て及び寄与分を定める審判の申立てがあつたときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならない。数人から寄与分を定める審判の申立てがあつたときも、同様とする。

3 寄与分を定める審判の申立期間の指定等

寄与分を定める審判の申立てをすべき期間の指定等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、遺産の分割の審判手続において、その当事者が寄与分

を定める審判の申立てをすべき期間を定めることができるものとする。
この場合において、その期間は、1月以上でなければならないものとする。

- ② ①の規定に基づいて定められた期間が経過した後にされた寄与分を定める審判の申立ては、却下することができるものとする。
- ③ ①の期間が定められなかった場合においても、遺産の分割の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、家庭裁判所は、当該寄与分を定める審判の申立てを却下することができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条の4 家庭裁判所は、遺産の分割の審判手続において、その当事者が寄与分を定める審判の申立てをすべき期間を定めることができる。この場合において、その期間は、一箇月以上でなければならない。
- ② 前項の規定に基づいて定められた期間が経過した後にされた寄与分を定める審判の申立ては、却下することができる。
- ③ 第一項の期間が定められなかった場合においても、遺産の分割の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、家庭裁判所は、当該寄与分を定める審判の申立てを却下することができる。

4 審判の告知

(前注)

寄与分を定める審判においては、相続人が審判を受ける者であることを前提としている。

特別の規律を設けないものとすることで、どうか。

5 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 相続人は、寄与分を定める審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、寄与分を定める審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 遺産の分割の審判と寄与分の定めに関する審判とが併合してされたときは、寄与分の定めに関する審判についてのみ即時抗告をすることはできないものとする。
- ④ 寄与分の定めに関する審判に対して相続人の一人がした即時抗告は、

併合してされた他の寄与分の定めに関する審判についても、その効力を生ずるものとする。

(補足説明)

本文第35の5は、寄与分に関する審判に対する即時抗告についてのものである。

本文①は、相続人は、寄与分を定める審判によって直接権利に影響を受けることを理由としている。

本文③は、寄与分を定める審判は遺産分割の前提問題となっており、寄与分について抗告審で変更される場合には、当然に遺産分割の内容も変更されることになることから、遺産の分割の審判と寄与分の定めに関する審判とが併合してされたときは、寄与分の定めに関する審判についてのみ即時抗告をすることはできないものとするを提案している。

本文④は、複数の者が寄与分の定めを申立てを行った場合、合一処理を図る必要があることから、事件を併合することとしており、この場合に寄与分を定める審判のいずれか一つに対して即時抗告がされたときも、合一処理を図る必要があることを理由としている。

(注)

相続人の他に即時抗告をすることができる者について、どのように考えるか。

この点について、現行家事審判規則第103条の5第1項は、利害関係人に即時抗告権を認めている。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条の5 相続人又は利害関係人は、寄与分を定める審判に対し、即時抗告をすることができる。
- ② 申立人は、寄与分を定める審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- ③ 遺産の分割の審判と寄与分の定めに関する審判とが併合してされたときは、寄与分の定めに関する審判についてのみ即時抗告をすることはできない。
- ④ 寄与分の定めに関する審判に対して相続人又は利害関係人の一人がした即時抗告は、併合してされた他の寄与分の定めに関する審判についても、その効力を生ずる。

第36 遺産の分割

(前注)

民法第907条第2項及び第3項の規定による遺産の分割の審判事件は、調停することができる事項についての審判事件であることを前提としている。

1 管轄

民法第907条第2項及び第3項の規定による遺産の分割の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

② (省略)

2 遺産の分割の申立ての公告・参加

遺産の分割の申立ての公告については、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 家庭裁判所は、遺産の分割の申立てがあつた場合において相当であると認めるときは、その分割の申立てがあつたことを公告して、利害関係人の参加を求めることができるものとする。
- ② ①の公告をしたときは、家庭裁判所は、公告の日から30日を経過しなければ遺産の分割の手続を進めることができないものとする。ただし、急を要する事項の実施を妨げないものとする。
- ③ ①の公告は、相当であると認める方法でこれを行うことができるものとする。

(補足説明)

本文第36の2は、遺産の分割の申立ての公告について検討することを提案している。

現行家事審判規則第105条の趣旨は、利害関係人は遺産がどのように分割されるかについて、重大な利害関係を有するので、これらの者に対し、手続に参加し、遺産分割の結果、各共同相続人の取得する財産を知る機会を与えるためであるとされているが、利害関係人が即時抗告をすることができないものとした場合、これらの者の参加のための公告の規律を設ける意義が乏しいとも考えられることから、この点について、どのように考えるか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第21条 公告は、家庭裁判所の掲示板に掲示し、且つ、官報に掲載してこれをする。但し、家庭裁判所が相当であると認めるときは、日刊新聞紙にも掲載してこれをする。

第105条 家庭裁判所は、遺産の分割の申立てがあつた場合において相当であると認めるときは、その分割の申立てがあつたことを公告して、利害関係人の参加を求めることができる。

② 前項の公告をしたときは、家庭裁判所は、公告の日から三十日を経過しなければ遺産の分割の手続を進めることができない。ただし、急を要する事項の実施を妨げない。

③ 第一項の公告は、第二十一条の規定にかかわらず、相当であると認める方

法でこれを行うことができる。

3 遺産の換価処分

(前注)

遺産の換価処分は遺産分割の審判手続において、中間処分としてされるものである。

(1) 遺産の換価処分

遺産の換価処分については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があり、かつ、相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き、職権で、相続人に対して、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者がいるときは、この限りでないものとする。
- ③ ②により遺産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、売却の方法及び期限その他の条件を付することができるものとする。
- ④ ②により遺産のうち不動産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、最低売却価額を定めなければならないものとする。
- ⑤ 民事執行規則第123条及び第124条の規定は、②による審判に基づいて動産を売却する場合について準用するものとする。
- ⑥ ①及び②の審判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、遺産の分割の審判に対して即時抗告をすることができる者の申立て又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。

(補足説明)

第15の8(1)参照

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 (省略)
- ② 前項の規定による審判(以下「審判前の保全処分」という。)が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。
(後略)

第15条の4 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売し、その他最高裁判所の定めるところにより換価することを命ずることができる。

② 前条第二項の規定は、前項の規定による審判について準用する。

③ (省略)

○ 家事審判規則第15条の3 (省略)

② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。

(後略)

第15条の4 審判前の保全処分を取り消す審判は、前条第二項に規定する者の申立てにより、又は職権で行う。

② (省略)

第106条 (省略)

② 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。

(後略)

第108条の3 家庭裁判所は、相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き、遺産を任意に売却すべきことを命ずることができる。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでない。

② 前項の規定により遺産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、売却の方法及び期限その他の条件を付することができる。

③ 第一項の規定により遺産のうち不動産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、最低売却価額を定めなければならない。

④ 民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)第二百三十三条及び第二百二十四条の規定は、第一項の規定による審判に基づいて動産を売却する場合について準用する。

○ 民事執行規則第123条 取引所の相場のある有価証券は、その日の相場以上の価額で売却しなければならない。

2 前二条中執行裁判所の許可に係る部分は、前項の有価証券については、適用しない。

第124条 貴金属又はその加工品は、地金としての価額以上の価額で売却しなければならない。

(2) 審判の告知

(前注)

換価処分を命ずる審判においては、相続人の中から選ばれた換価人が審判を受ける者であることを前提としている。

遺産の換価処分を命ずる審判は、遺産の分割の審判事件の当事者に告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第36の3(2)は、遺産の換価処分を命ずる審判の告知についてのものである。

遺産の換価処分を命ずる審判は、遺産の形態を変更し、その分割方法を左右す

る実質を有することから、元の事件である遺産の分割の審判事件の当事者に告知しなければならないものとするを提案している。

(3) 即時抗告

本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、遺産の換価処分を命ずる審判に対して、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 (省略)
 - ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。
- (後略)
- 第106条 (省略)
 - ② 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。

(4) その他

現行家事審判規則第107条から第108条の2まで及び第108条の4の規律は維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 第107条 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ずる場合において、財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならない。
- 第108条 遺産の競売又は換価を命ずる審判が確定したときは、裁判所書記官は、財産の管理者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 第108条の2 遺産の競売を命ぜられた相続人は、執行裁判所又は執行官に対して競売の申立てをしたときは、その旨及び事件の表示を家庭裁判所に届け出なければならない。
- ② 前項の規定による届出があつたときは、裁判所書記官は、執行裁判所又は執行官に対し、財産の管理者の氏名及び住所を通知しなければならない。
- 第108条の4 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人(以下「換価人」という。)は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならない。
- ② 遺産につき任意の売却手続が終了したときは、換価人は、直ちに、換価代金を財産の管理者に引き渡さなければならない。
- ③ 第七十五条の規定は、換価人について準用する。

4 遺産分割の方法

家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第109条 家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができる。

5 給付命令

遺産の分割の審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。
- 第110条 第四十九条の規定は、遺産の分割の審判にこれを準用する。

6 審判の告知

(前注)

遺産の分割の審判及び遺産の分割禁止の審判においては、当事者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

7 即時抗告

相続人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第36の7は、即時抗告についてのものである。

現行家事審判規則第111条と同様に相続人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとすることを提案している。

(注)

相続人の他に即時抗告をすることができる者について、どのように考えるか。

この点について、現行家事審判規則第111条は、相続人の他に利害関係人は即時抗告をすることができるとしているが、ここでいう利害関係人は、分割を実施するについて法律上の利害関係を有する者を指すと解されている。

(参照条文)

- 家事審判規則第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

8 遺産分割禁止の審判の取消し・変更

(1) 遺産分割禁止の審判の取消し・変更

家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立てによって、何時でも、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができるものとするもので、どうか。

(補足説明)

本文第36の8(1)は、現行家事審判規則第112条第1項の規律を維持するものとするを提案するものである。

(2) 審判の告知

(前注)

遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判においては、当事者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするもので、どうか。

(3) 即時抗告

相続人は、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判及び遺産の分割禁止の審判の取消し又は変更の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするもので、どうか。

(補足説明)

本文第36の8(3)は、現行家事審判規則第112条が準用する第111条と同様に相続人は、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判及び遺産の分割禁止の審判の取消し又は変更の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をする

ことができるものとすることを提案するものである。

(注)

相続人の他に即時抗告をすることができる者について、どのように考えるか。

この点について、現行家事審判規則第112条第2項が準用する第111条は、相続人の他に利害関係人は即時抗告をすることができるとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第112条 家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立によつて、何時でも、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。

② 前条の規定は、前項の規定による審判にこれを準用する。

9 その他

(注)

現行家事審判規則第104条については、その規律を維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第104条 遺産の分割の申立てをするには、共同相続人及び利害関係人並びに民法第九百三条第一項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときは、その内容を示し、かつ、遺産の目録を差し出さなければならない。